

### 【問題】

財産権について説明せよ。

財産権の記述を上手くまとめるには、  
まずは『29条の条文構造』をしっかりと理解する必要があります。

①財産権の保障（1項）

→しかし②法律で規制される場合もある（2項）。

→その場合は③補償を要求できる（3項）という流れをおさえて書く事です。

### 【答案例】

憲法29条1項は財産権を保障する。

↓その保障範囲は、

所有権や債権のような私法上の権利に限らず、  
河川利用権のような公法上の権利も広く含まれる。

↓しかし

人権といえども絶対無制約ではなく、  
公共の福祉により制約可能である。

↓そこで

29条2項は、  
財産権の内容は『法律でこれを定める』とし、  
財産権を法律で規制できる旨を定めている。

↓では

財産権を条例で規制することは可能であろうか。

↓この点

条例で規制することも可能であると解する（奈良県ため池条例事件）。

↓なぜなら

条例は主に地方議会で制定され、  
法律と同様に民主的な基盤があるからである。

↓では

法律や条例で財産権が規制された場合、  
裁判所はいかなる基準でその合憲性を審査すべきか。

（※この審査基準の話は、問題文次第ではカットし、補償に移っても良いでしょう。）

↓この点まず

経済的自由を規制する法律に対しては、  
精神的自由の場合と比べて、  
裁判所は緩やかな基準で審査すべきと解する（二重の基準論）。